

令和元年台風第19号に係る神奈川県事業協同組合等施設復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年政令第142号)により指定を受けた被災中小企業の復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)第14条に定める事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会(以下「組合」という。)が行う共同施設の災害復旧事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国が交付決定前に行う確認調査により補助の対象とされた中小企業組合共同施設等災害復旧事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費であって、知事が補助の対象としたものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

2 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の3以内とする。

3 補助金の交付対象となる共同施設等は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「激甚法施行令」という。)第27条に規定する倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設及び共同作業場並びに原材料置場で次に掲げるものとする。

- (1) 建物
- (2) 建物以外の工作物
- (3) 土地
- (4) 設備(業務に不可欠な機械及び装置を含む。)

なお、災害を受けた共同施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費を附帯工事費として算入するものとする。

(補助対象外共同施設等)

第3条 激甚法施行令第27条第1号に規定する運営上経済的効果の小さいものは、次のいずれにも該当しないもの及び利用者が利用構成員の30パーセント未満であるものをいう。

- (1) 利用構成員が生産事業、販売事業等の資格事業の一部を実施する際利用する組合の共同施設
- (2) 定款に記された組合の事業を行うために利用される共同施設

2 激甚法施行令第27条第1号に規定する当該施設の規模又は能力が当該施設を利用する利用構成員の規模や利用量に比して著しく大であるものは、次のいずれかに該当するもの等をいう。

- (1) 利用構成員全体の事業規模が共同施設の能力の80パーセント未満である施設
- (2) 共同施設を利用する構成員数が利用構成員の30パーセント未満である施設

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式1)を知事が別に定める期間に知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式2)
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

イ 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(2) 県税に未納がある者

4 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項第1号ア又はイのいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

5 知事は、補助事業者が第3項第1号ア又はイのいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式3)により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(書類の整備等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(補助事業計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業計画変更（等）承認申請書（様式4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
 - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合は、変更承認書（様式5）を補助事業者に交付するものとする。
 - 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(調査前施工工事)

第9条 確認調査前において既に施工済み又は施工中の工事については、確認調査により、復旧事業の対象とされた事業に限り、補助対象とする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通

知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、神奈川県財務規則（神奈川県条例）第72条第1項の規定に基づき、同規則第70条に規定する者が決裁した支出命令に係る伺いを会計管理者又は所管の出納員に送付したときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延等報告書（様式6）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は関係書類、関係帳簿等の調査をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項に基づき、知事の要求があったときは速やかに状況報告書（様式7）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月24日のいずれか早い日までに実績報告書（様式8）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施結果報告書
- (2) 収支を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。
- 4 災害保険・共済の対象である施設又は設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助事業者が支出した額の範囲内において概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、精算(概算)払請求書(様式9)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第8条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ず

る。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式10）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳（様式10）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第17条第2号及び第3号の規定により知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は、経済産業大臣が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間として、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式11）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

(細目)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。